

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 給水装置及び代理人届等(第6条—第9条)
- 第3章 給水(第10条—第14条)
- 第4章 料金及び手数料(第15条—第20条)
- 第5章 管理(第21条—第25条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、曾於市水道事業給水条例(平成17年曾於市条例第226号。以下「条例」という。)第38条の規定に基づき条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(共用給水装置の設置)

第2条 共用給水装置は、次の各号のいずれかに該当するもので特に市長が認めた場合のほか、これを設置することはできない。

- (1) 配水管から遠距離のため、各戸配管が適当でないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるとき。

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第4条による工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)及び給水装置撤去工事申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 条例第4条第2項の規定により市長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐申込みをしようとするとき 給水装置所有者の給水管所有者分岐承諾書(様式第3号)
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書(様式第4号)
- (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 給水装置工事申込者の誓約書(様式第5号及び様式第6号)

2 工事の申込みにおいて民法(明治29年法律第89号)第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

(分岐給水管撤去等の際の給水装置の処置)

第5条 分岐給水管所有者が給水装置を撤去したときは、分岐給水装置もこれを撤去したものとみなす。ただし、分岐給水装置の所有者が変更工事又は分岐給水管取得の届出をしたときは、この限りでない。

第2章 給水装置及び代理人届等

(給水装置使用材料)

第6条 市長は、条例第6条第2項に定める設計審査又は工事検査において、曾於市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第7条第1項の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、市長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (8) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)で定める基準に適合していること。

2 条例第7条の規定により市長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本産業企画に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水装置所有者代理人の届出)

第8条 条例第11条の規定による代理人の届は、給水装置所有者代理人選任届(様式第7号)により、提出しなければならない。

(給水装置管理人の届出)

第9条 条例第12条の規定による管理人の届は、給水装置管理人選任届(様式第8号)により、提出しなければならない。

第3章 給水

(メーターの保管責任)

第10条 メーターを保管する者は、その設置場所にメーターの検針若しくは修理に支障を生じ、又は機能に障害を与えるような物件を置き、工作物を設けてはならない。

2 市長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更することができる。

3 メーターを設置してある給水装置の水道所有者等は、メーター保管証(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 メーター保管者は、メーターを亡失し、若しくは損傷したとき、又は異状を発見したときは、直ちに市長にメーター亡失(損傷)届(様式第10号)により、届け出なければならない。

(給水開始、閉栓等の届出)

第11条 水道使用を開始、閉栓又は廃止しようとするときは、水道異動届(様式第11号)を、市長に提出しなければならない。

2 水道使用の閉栓又は廃止の届出がなければ、水道を使用しているものとみなして、基本料金を徴収する。

(私設消火栓使用の場合)

第12条 私設消火栓を消防演習その他に使用するときは、その前日までに私設消火栓演習使用届(様式第12号)、消火用に使用したときは、使用した日から3日以内に消防用水使用届(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第13条 条例第15条第2項各号による届は、次の様式により届け出なければならない。

(1) 給水装置所有権変更届(様式第14号)

(2) 給水装置管理人変更届(様式第15号)

第4章 料金及び手数料

(料金計算の過誤に対する措置)

第14条 料金の計算に過誤があったときは、次期以降の料金において精算する。

(過誤納金の返還)

第14条の2 過納又は誤納となった料金がある場合は、当該水道使用者に返還するものとする。ただし、当該水道使用者の承諾がある場合は、未納の料金又は次期以降の料金に充当することができる。

2 前項の規定により過誤納金を返還する場合は、当該過誤納金に係る収納を確認した日の翌日から返還を決定した日までの日数に応じ、当該過誤納金に民法第404条第2項に規定する法定利率の割合を乗じて得た金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)を加算するものとする。

(水道メーター検針票)

第15条 条例第21条によりメーター検針を行い、同時に水道使用水量を水道使用者に告知する。

(使用水量の端数計算)

第16条 隔月分使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月分に算入する。ただし、水道の使用を廃止し、又は閉栓する場合の端数は、四捨五入により算定する。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第17条 条例第22条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量による。
- (3) 水道の用途の届出がないとき、又は届出と事実が相違するときは、市長がその用途を認定する。

(1箇月日数)

第18条 この規則において日割額を算出する場合の1箇月の日数は、30日とみなす。

(料金等の軽減又は免除)

第19条 条例第29条の規定により軽減し、又は免除することのできる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による給水管の漏水(用具、器具、その附帯配管等を除く。)に起因する料金
- (3) その他市長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金、手数料軽減・減免申請書(様式第16号)の提出をもって行う。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 管理

(給水停止の通知)

第20条 条例第32条及び第33条の規定によって、給水を停止するときは、使用者に対し、事前に通知しなければならない。

(台帳の備付け)

第21条 市長は、水道事業に関する次の帳票を備え付けなければならない。

- (1) 水道設備台帳
- (2) 送配水管平面図
- (3) 配水池関係図面
- (4) 水源池関係図面
- (5) 水道使用者給水工事・装置台帳
- (6) 水道料金・手数料徴収簿

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第22条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は(衛生行政の)長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の末吉町水道給水条例施行規則(平成10年末吉町水道規則第3号)、大隅町水道事業給水条例施行規則(昭和38年大隅町規則第5号)又は財部町水道事業給水条例施行規則(平成10年財部町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月25日水管規程第1号)

この規程中、第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月15日水管規程第1号)

この規程は令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日水管規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月27日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月7日水管規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日水管規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号（第3条関係）

給 水 装 置 工 事 申 込 書

工 事 種 別		※旧水栓番 号		受 付	
用 途		既設メー ターNo.			
設 置 場 所		屋 号			
使 用 者 所 住 所		フリガナ 氏 名			
工 事 期 間 使 用 者		氏 名		使 用 者 電 話	
曾於市長 様 年 月 日 曾於市水道事業給水条例第4条第1項の規定により、上記の給水装置の工事を申し込みます。 なお、この給水装置については、申込者が一切の責任を負うことを誓約いたします。 申 込 者 住 所 (給水装置所有者) 氏 名 ☎ 電話					

※欄は、記入しない。

様式第2号(第3条関係)

様式第2号（第3条関係）

給水装置撤去工事申込書

年 月 日

曾於市長 様

所 有 者 住 所	曾於市番地 ㊦				
水 栓 所 在 地	曾於市				
栓 種 番 号	栓 第 号				
支管使用者へ通知 年 月 日					
この工事で撤去した材料 一 部の引渡しを受けました ㊦					
申込箇所の案内目標	使 用 者				
	閉栓中 開栓中 の別				
	量 水 器	種 別	口 径	番 号	取 扱 時 の 指 針
	使 用 料 未 納 金	金 額			
		領 収 月 日			
	工 事 費 未 納 金	金 額			
		領 収 月 日			

様式第3号(第4条関係)

			月 日	
設計年月日		施工年月日		
整理	カード	台	帳	

様式第3号（第4条関係）

給水管所有者分岐承諾書

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、分岐による水圧低下、移設の必要又は紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決します。

年 月 日

（承諾書）

① 住 所

氏 名

㊦

水栓番号_____

② 住 所

氏 名

㊦

水栓番号_____

（注）自署すること。

曾於市長 様

様式第4号(第4条関係)

様式第4号（第4条関係）

土 地 家 屋 使 用 承 諾 書

給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。
なお、この承諾に関し紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決します。

年 月 日

（承諾書）

- ① 住 所

氏 名

印
- ② 住 所

氏 名

印
- ③ 住 所

氏 名

印

（注）自署すること。

曾於市長 様

様式第5号(第4条関係)

様式第5号（第4条関係）

分岐に係る誓約書

分岐による水圧低下、移設の必要又は紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決します。

年 月 日

（申込者）

① 氏 名

㊟

（注）自署すること。

曾於市長 様

様式第6号(第4条関係)

様式第6号（第4条関係）

土地家屋使用に係る誓約書

他人の所有する土地家屋を使用することに関し、紛争が生じた場合は、当事者間で一切を解決することを誓約します。

年 月 日

（申込者）

① 氏 名

㊟

（注）自署すること。

曾於市長 様

様式第7号(第8条関係)

様式第7号（第8条関係）

給水装置所有者代理人選任届

所在地 曾於市
水栓番号 第 号

曾於市水道給水条例施行規則第8条により上記給水装置の代理人を下記のとおり選任したので届け出ます。

年 月 日

給水装置所有者 住所
氏名 印

記

給水装置代理人 住所
氏名 印

曾於市長 様

様式第8号(第9条関係)

様式第 8 号（第 9 条関係）

給 水 装 置 管 理 人 選 任 届

所在地 曾於市
水栓番号 第 号

曾於市水道給水条例施行規則第9条の規定により、給水装置の管理人を下記のとおり
選任しましたので届け出ます。

年 月 日

届 出 者 住所
氏名 ㊟

記

給水装置管理人 住所
氏名 ㊟

曾於市長 様

様式第9号(第10条関係)

様式第 9 号（第10条関係）

メーター保管証

水道メーター保管証	右の水道メーターは確かに保管します。損傷し、又は亡失したときは曾於市水道事業給水条例第14条第3項の規定に従い相当代価を弁償します。	メーター番号
	年 月 日	(第 号)
	曾於市長 様	口径()mm
	使用者住所 番地	
	氏名 ㊟	

様式第10号(第10条関係)

様式第10号（第10条関係）

処 理	メーター 検針簿	・ ・ ㊟
	メーター 台帳	・ ・ ㊟

No. _____

メーター亡失(損傷)届

年 月 日

曾於市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住所
氏名 ㊟

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(損傷)しましたのでお届けいたします。
なお、損料等については、直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所	
(理 由)	

様式第11号(第11条関係)

※メーターの種別	口径	mm	番号
有効年月日	年	月	日
		取付	年
			月
			日

受付	⑩	現地処理	⑪
----	---	------	---

水道異動届				開始(新設)・閉栓・廃止			
曾於市水道事業給水条例及び曾於市水道事業給水条例施行規程に同意した上で下記のとおり給水（開始・閉栓・廃止）しますので、曾於市水道給水条例施行規程第11条により届け出ます。							
開始の方	住 所 変 更			(転入・市内転居)		(済・予定・予定無)	
	前 住 所			番地			
閉栓の方	転 居 先			番地			
届出日 年 月 日 処理希望日 年 月 日							
給 水 使 用 者		住 所		番地			
		氏 名		印			
		(連絡先)		-		-	
代 理 記 入 者		氏 名		印			
		(連絡先)		-		-	
曾於市長 様							
申込給水装置の場所		設置場所 () ※設置場所と使用者住所が違う場合記入					
給 水 装 置 使 用 者 等 変 更 届							
下記のとおり、変更いたしますので、届け出ます。				届出人 氏 名			
届出日 年 月 日				(連絡先 Tel. - -)			
曾於市長 様				1 本人 2 家族 3 自治会長			
住 所 ※納付書の送付先が違う場合送付先を記入して下さい。				旧使用者		新使用者	
設置場所 送 付 先							
水 栓 番 号		お 客 様 番 号		異 動 年 月 日		検 針 順 番 号	

様式第12号(第12条関係)

メーター番号			口径		mm					
開 栓	台帳登録・異動		開始 指針	m ³	用途	一般 営業 工業 臨時用 公共施設				
	台帳 項目	水道・下水	メーター 期限 (新設のみ)	年 月	徴収区	口座 郵送(町内) 郵送(市外)				
閉 栓	前期 指針	m ³	閉栓 指針	m ³	認定	使用料金	基本料金	消費税	閉栓調 定額	
	前期 検針日	月 日	閉栓 使用量	m ³						

様式第12号（第12条関係）

無収水量 認定簿	・ ・ ㊟
-------------	-------

私設消火栓演習使用届

年 月 日

曾於市長 様

消火栓使用者 住所
氏名 ㊟

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	
消 火 栓 の 種 別	地上式、地下式
演 習 使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量 m³

様式第13号(第12条関係)

様式第13号（第12条関係）

無収水量 認定簿	年	月	日

No. _____

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

曾於市長 様

住所
氏名 ㊦

消防用として下記のとおり水道を使用したいのでお届けいたします。

記

火災発生	日 時						
	場 所						
使 用 し た 消 火 栓							
場 所	栓 数	時 間			水 量	摘 要	
		自午 至午	時 時	分 分	分間	m ³	
		自午 至午	時 時	分 分	分間	m ³	
		自午 至午	時 時	分 分	分間	m ³	

様式第14号(第13条関係)

計	時間	分	m ³	
---	----	---	----------------	--

給水装置所有権変更届			
水栓番号	第	号	種類
設置場所	曾於市 番地(自治会)		
変更の理由		変更年月日	年 月 日
上記の給水装置の所有権に変更があったので届け出ます。 年 月 日 旧所有者 住所 氏名 印 新所有者 住所 氏名 印			

給水装置所有權變更届

水栓番号	第	号	種類
------	---	---	----

設置場所	曾於市	番地(	自治会)
------	-----	-----	------

変更の理由	変更年月日	年 月 日
-------	-------	-------

上記の給水装置の所有権に変更があったので届け出ます。

年 月 日

旧所有權者 住 所

氏 名 ①

新所有權者 住 所

氏 名 

様式第15号(第13条関係)様

--

様式第15号（第13条関係）

給水装置管理人変更届

所 在 地 曾於市 番地(自治会)
水栓番号 第 号

上記給水装置の管理人に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

旧管理人 住 所
氏 名

新管理人 住 所
氏 名

年 月 日

届 出 人 住 所
氏 名



曾於市長 様

様式第16号(第19条関係)

様式第16号（第19条関係）

水道料金、手数料		軽減 減免	申請書	
年 月 日				
曾於市長 様				
下記のとおり申請します。				
申請者				
住 所 曾於市			番地	
氏 名			⑪	
連絡先（電話番号）				
申 請 の理由				
漏水修理報告書(二次側)				
水栓番号		使用者 番号		
使用者名				
メーター番号				
修理前の漏水			毎分	ℓ
修理後のメーター指針				
漏水原因及び場所				
上記のとおり報告します。				
年 月 日				
指定給水装置工事事業者名				

